

# 独占資本主義期における小作争議

——稲葉郡鶉村を事例として——

丹 羽 弘

## はじめに

本稿の課題は、稲葉郡鶉村(現在岐阜市鶉)の小作争議を事例として、独占資本主義期(第一次大戦～昭和恐慌)小作争議の歴史的性格について検討を試みることである。

戦前日本資本主義は、地租改正・殖産興業、とりわけ1881(明治14)年から85年までの「松方デフレ」下の原始的蓄積最盛期を経て、86年以降、企業勃興期＝産業資本確立過程に入り、後進資本主義の一類型として、帝国主義への同時転化をとまないつつ、ほぼ1900年代(明治30～40年頃)には産業資本の確立をとげる<sup>1)</sup>。そして明治40年代以降はやくも独占資本主義への移行を開始し、第一次世界大戦期の飛躍的發展を経て、大正後期には独占資本主義の確立をみている。

かかる日本資本主義は、異質のウクライドである地主制を不可欠の構造的一環として組みこむことによって確立したものであり、それだけに特殊な構造的矛盾をはらむことともなった。原蓄期・産業資本確立期に於ては、本来的な構造的矛盾・対立をはらみながらも、両者は大局的にみれば相互依存的関係が主要な側面であったが、独占資本主義段階以降には、この矛盾・対立は顕現化し、「本格的争議段階」の過程と「地主制凋落」の過程との二重の過程が進行することとなる<sup>2)</sup>。

周知のごとく、岐阜県は小作争議における最先進県とみなされている<sup>3)</sup>(以下表1・2参照)。すなわち「全国小作争議ノ発祥地ト目サレ大正六年以来込米ノ廃止問題ニ端ヲ発シ年々争議ヲ惹起シ、大正八九年ニ於テ其ノ激甚ノ度ヲ加<sup>4)</sup>

えている。1917(大正6)～20年の4年間に、全国小作争議件数1,075件中その25%、268件を数えて断然首位を占め、第2位兵庫(153件)以下愛知(115件)、岡山(89件)、大阪(60件)と続いている。これら上位5県はいずれも第一次大戦期に資本主義の発展著しく、広汎な労働市場の展開をみた地域であることに注目しておきたい。岐阜県の場合、地域的にみれば、本巢・安八・揖斐・稲葉郡など、岐阜・西濃地域に多発している<sup>5)</sup>。また小作組合の結成も1908～17年岐阜35(全国173)、1918～23年同133(1,115)と何れも岐阜県は全国第1位を占めており<sup>6)</sup>、小作料減額・込米廃止要求の小作人の運動は集団的組織的形態をとって展開していったのである<sup>7)</sup>。

森武磨氏は、岐阜県農民運動史を時期区分して、1912年の移出米検査制度の実施を画期として、1911年以前の「前史」段階、1924年日本農民組合中部同盟(以下中部日農と略称)創立を画期として1912～23年の「初期小作争議段階」(生成期1912～16年、発展期1917～23年)、1924～41年の「本格的争議段階」(高揚期1924～27年、後退期1928～33年、衰退期1934～41年)と三段階に区分されている<sup>8)</sup>。1921(大正10)年ごろには永久減免要求の争議もかなり発生している<sup>9)</sup>、この時期を初期段階とすることには若干疑問も残るが、しかし「中部日農」創設は、従来主として字・村単位の小作組合をその傘下に糾合し、農民の階級的結集をはかるものであり、その後の争議に質的転換もみられるので、本稿でも概ねこの時期区分によることにした。

いうまでもなく、戦前日本農業は、種々の側

表1 小作争議多発上位5府県(単位:件)

年次	1位	2位	3位	4位	5位	全国
1917年	愛知 27	岐阜 24	愛媛 6	兵庫 5	奈良 4	85
18	岡山 56	岐阜 55	愛知 25	奈良 25	福岡・佐賀 18	256
19	岐阜 120	兵庫 73	愛知 34	岡山 11	福岡 10	326
20	岐阜 69	兵庫 67	大阪 47	愛知 29	岡山 22	408
21	兵庫 415	愛知 278	大阪 242	和歌山 101	静岡 93	1,680
22	兵庫 335	愛知 160	大阪 111	熊本 107	岡山 100	1,578
23	兵庫 472	大阪 306	愛知 140	福岡 115	神奈川 88	1,917
24	大阪 348	兵庫 263	香川 86	福岡 81	愛知 78	1,532
25	大阪 258	岐阜 250	兵庫 231	福岡 227	三重 166	2,206
26	兵庫 395	大阪 384	新潟 212	奈良 209	岐阜 191	2,751
27	兵庫 196	大阪 180	新潟 154	岐阜 153	奈良 143	2,052
28	大阪 201	秋田 109	岐阜 99	新潟 93	兵庫 93	1,866
29	秋田 192	大阪 152	三重 151	新潟 143	山形 122	2,434
30	山形 215	新潟 167	秋田 162	山梨 144	北海道 128	2,478
31	秋田 226	山形 205	兵庫 173	新潟 169	福岡 159	3,419

注:各年「小作年報」による。

表2 岐阜県小作争議の推移(1917-41年)

年次	争議件数	要求別争議件数				結果別争議件数				参加小作人数	小作組合数
		込米止	込米廃止 および小 作料減額	小作料 関係	小作権 関係	要 求 徹 貫	要 求 回 避	妥 協	未 解 決		
1917年	22(27)	8		14		10	1	11		2,361	59
18	48	15	3	30		6		42		4,714	79
19	115	42	20	53		33	9	73		12,304	149
20	113	55	10	48		37	7	69		9,242	191
21	47(475)					3	2	33	9	3,373	193
22	6(53)			5		1	1	2	2	339	194
23	7(108)	1		6		2	1	4		556	181
24	11(81)	1		9				10	1	881	156
25	250(259)	2		244	1	5		119	126	15,450	203
26	191(248)	2		174	11	6	2	123	60	9,560	249
27	153(106)			138	13	4	4	93	52	6,281	307
28	99(96)			84	10	1	1	74	23	5,207	297
29	89(80)			70	12	4	2	55	28	5,007	225
30	69(58)			41	23	23	4	31	11	1,942	221
31	144(128)			102	24	23	9	85	27	6,233	210
32	80			39	30	11		54	14	3,129	219
33	73			32	29	11	7	43	12	2,592	222
34	64			34	25	4	1	49	8	1,826	212
35	113			80	26	5	1	83	15	5,904	205
36	105			60	27	3	2	82	15	3,212	199
37	129			81	36	3	5	94	23	5,430	194
38	111			83	21	4	1	96	7	4,212	183
39	49			24	17	1	9	38		654	181
40	48			29	13	13	2	33		902	27
41	125			97	19	5	5	114	1	8,650	—

注:1 1917~20年は農商務事務官小平権一「岐阜県下ニ於ケル小作紛争ニ関スル調査復命書」、1921年、(以下「小平復命書」と略称)による。1921~41年は農林省「小作年報」による。

2 1917~20年の小作組合数は1920年現在の組合数である。

3 「争議件数」の( )内は小作官室(三島英二郎執筆)「岐阜県ニ於ケル農民運動」(1932年)による。

4 「要求別争議件数」の「小作料関係」には減額・値上反対・延納、「小作権関係」には小作契約継続・小作権確認・賠償の合計、「その他」は省略した。

5 森武麿編「近代農民運動と支配体制」柏書房、1985年、7ページ、第0-1表引用。但し( )内は若干補筆してある。

面——商品生産の発展、農民層分解、地主小作関係のあり方など——で著しい地域的偏差をもっており、日本資本主義と地主制との構造的関連も、その地域により、かなり異なった様相を呈している。したがって、地域的なし個別的事例の分析を全国的に位置づけるためには、地域類型的視点の導入が必要となってくる<sup>10)</sup>。岐阜県の場合、従来府県レベルでの統計資料操作から、3地域類型＝近畿型・養蚕型・東北型のうち、東山養蚕地帯の西端で、養蚕＝製糸業の展開度から養蚕型に区分されたり、小作争議の先進県として近畿型に区分されたりしてきた。しかし一たび郡レベルまで立ち入って考察すれば、同一県内でも、農業構造の顕著な偏差を認めざるをえないのである。ここでは、岐阜県を三農業地域五地区に区分し<sup>11)</sup>、西南濃地域(岐阜地区、大垣地区)は近畿型、中東濃地域(中濃地区、東濃地区)・飛騨地域(飛騨地区)は養蚕型と規定しておくこととしたい<sup>12)</sup>。

本稿で主対象とする鶉村(近畿型)の小作争議は、いわゆる岐阜県の三大争議<sup>13)</sup>の一つとされる隣村日置江村の小作争議とともに全国的に著名であり、多くの諸文献・資料にとりあげられている<sup>14)</sup>。しかし管見するところ、すべて断片的叙述に終わっている。ここでは独占資本主義確立期(第一次大戦～昭和恐慌)を通じて一貫してとり扱うこととしたい。なお当地域の農村構造の推移とかかわっての農民運動の全面的な分析は別稿に期することとしたい。また旧稿<sup>15)</sup>の一部と重複する個所のあることをあらかじめお断りしておきたい。

## I 鶉村の概況

当村は、美濃縞地帯の中核の一つである笠松の西北約3km、岐阜の西南約7kmの地点にある。『厚見郡各町村略誌<sup>16)</sup>』によれば、元加納藩領で旧石高2,761石余、1872(明治5)年5月、東・中・西鶉村が合併して鶉村となり、以後、鶉村東・中・西組と称している。

当村に佐波村、日置江村を加えた地域は、西を長良川、北を荒田(百曲)川、南を境川に囲ま

れて、加納輪中の下流部(下郷)として、いわゆる佐波(百曲堤)輪中と称せられた地域である。すなわち稲葉郡西南部＝美濃縞地帯北部を形成し、近世半ば以降、綿業を主とする商品生産が盛んであり、明治20年代以降は養蚕業が著しく発展し、綿業＝蚕糸業併存地域となっている。以下鶉村の概況を知るために、関連する諸表(表3～12)をあげておこう。

水田の多い平場農村であり(表6)、日置江・佐波両村はもとより(表10)、稲葉郡諸村中でも最高の水稲生産力を示している<sup>17)</sup>。「耕地肥沃で出水による水害のない限り、農作物の生育は極めて良好にして良米を産す<sup>18)</sup>」といわれている。土地豊饒であるが、村の面積は狭小で耕地面積が少なく、隣村西部村大地主竹内家<sup>19)</sup>をはじめ他村入作が田畑42町5反余と多く(表11)、表4・7からもわかるように大地主は存在せず、最高20町歩未満である。土地経営別階層構成(表8)の1927(昭和2)年をとってみると、農家戸数333戸中、5反未満103戸(31%)、1町未満130戸(39%)、両者で70%を占めている。自小作別戸数(表9)では、自作兼小作が最も多く206戸(62%)、純小作65戸(20%)にたいし、自作は62戸(18%)に過ぎない。つぎに主要物産についてであるが、1880年段階で機織の労力価が定められていること(表5)から当時機業が行われていたことはいうまでもないであろう。また当時の主要物産のうち(表3)、実綿・藍葉・菜種などの在来商品作物は、表12の1918～27年段階では全く凋落し、主要物産としては、米・繭・織物・麦などとなっている。

なお、表示していないが、『岐阜県統計書』(1927年)により、本業と副業とについてみれば、農業部門では、農作業(本業255戸、副業81戸)、養禽業(副業320戸)、養蚕業(本業2戸、副業268戸)、工業部門では、繊維工業(本業20戸)、土木建築業(本業12戸)などが主要なものとなっている。副業としては、養蚕・養鶏が主であったが、なかでも「養蚕最も盛<sup>20)</sup>」んであったのである。

表3 主要物産 (1880年)

米	1,573石	大豆	96石
大麦	504石	蕎麦	10石
小麦	148石	蜀黍	15石
裸麦	35石	甘藷	3,048斤
粟	13石	実綿	10,880斤
黍	85石	藍葉	484斤
稗	27石	菜種	20石

注：1) 単位未満は4捨5入。  
2) 「厚見郡各町村略誌」による。

表4 所有地券 (1880年)

地価(円)	人数(人)
200 以上	16
300 "	40
500 "	30
700 "	21
1,000 "	10
1,500 "	8
2,000 "	8
3,000 "	4

注：資料表3に同じ。

表5 主要労力価(日給, 1880年)

	上	中	下
農夫	35銭	30銭	25銭
大工	35〃	30〃	25〃
屋根葺	35〃	30〃	25〃
機織	13〃	10〃	8〃

注：資料表3に同じ。

表6 土地, 戸数, 人口 (1927年)

地目	面積(反)	地価(円)
田	2,110	72,926
畑	580 (218)	17,813
宅地	220	26,219
その他	130	996
戸数	356(戸)	
人口	2,294(人)	

注：1) 畑の( )内は桑畑。  
2) 「岐阜県統計書」による。

表7 土地所有別階層構成

	0	5	10	30	50	100	計
	}	}	}	}	}	}	
	5	10	30	50	100	200(反)	
1918	180	85	55	8	5	3	336(戸)
1927	182	67	45	3	8	2	307

注：「小作争議の影響調査」による。

表8 土地経営別階層構成

	0	5	10	20	計
	}	}	}	}	
	5	10	20	30(反)	
1918	109	200	25	2	336(戸)
20	76	235	38	2	351
22	135	122	66	2	325
24	144	123	65	5	337
27	103	130	92	8	333

注：資料表7に同じ。

表9 自小作別戸数 (1927年)

自作	自作兼小作				小作	計
	約7割自作	自小作相半	約7割小作	計		
62	43	50	103	206	65	333

注：資料表7に同じ。

表10 水稲生産高及掬米額調 (1反歩当, 1921年)

	上田		中田		下田	
	収穫高	掬米	収穫高	掬米	収穫高	掬米
	石	石	石	石	石	石
鶉村	3.400	1.500	2.600	1.300	2.200	1.200
日置江村	2.800	1.500	2.200	1.500	1.600	1.500
佐波村	2.800	1.400	2.000	1.200	0.500	1.000

注：「小平復命書」第8章第1節「(稲葉) 郡全体の状況」による。

表11 不在地主所有の耕地調 (1921年)

	田	畑
	反	反
鶉村	368.619	56.817
日置江村	152.629	36.816
佐波村	352.815	108.828

注：資料表10に同じ。

独占資本主義期における小作争議(丹羽)

表12 主要物産

	米	麦	繭	織物
1918	3,787 <sup>石</sup>	817 <sup>石</sup>	2,070 <sup>石</sup>	47,948 <sup>反</sup> 2,360 <sup>本</sup>
1920	2,144 <sup>石</sup>	862 <sup>石</sup>	6,619 <sup>貫</sup>	42,982 <sup>反</sup>
1922	3,347 <sup>石</sup>	554 <sup>石</sup>	3,347 <sup>貫</sup>	41,972 <sup>反</sup>
1924	4,018 <sup>石</sup>	650 <sup>石</sup>	8,388 <sup>貫</sup>	26,722 <sup>反</sup>
1927	4,163 <sup>石</sup>	660 <sup>石</sup>	8,762 <sup>石</sup>	(絹木綿)(絹綿交織物)
	145,997 <sup>円</sup>	6,781 <sup>円</sup>	73,306 <sup>円</sup>	482 <sup>反</sup> 11,319 <sup>反</sup> 582 <sup>円</sup> 15,108 <sup>円</sup>

注：1) 1918-24年は「鶏村会議録」(岐阜市鶏公民館蔵)による。  
2) 1927年の米・麦・繭は「小作争議の影響調査」による。  
3) 同年織物は「岐阜県統計書」による。

## II 小作争議の前提

### 1. 資本主義の発展と労働市場の拡大

第1次大戦期、飛躍的に発展した日本資本主義も、1920年戦後恐慌、23年震災恐慌、27年金融恐慌、そして29年以降の大恐慌としばしば恐慌による打撃を受けたが、それにもかかわらず、基本的には独占的蓄積を進めた。それに対し、農業は恐慌のたびごとに甚大な打撃を受け、後退を余儀なくされた。岐阜県に於ても、1910年代から20年代の独占資本主義確立期には、表13にみるごとく、低廉豊富な労働力と豊富かつ良質の水に着目、地元の誘致活動と相まって、岐阜・大垣周辺に、東京・大阪など県外大資本による巨大な毛織物・綿紡績および製糸工場が続々と新設された。かくして広汎な労働市場が展開され、その農村への影響は頗る甚大であった<sup>21)</sup>。

しかして、岐阜県産業構造の特色の一つは、かかる大規模工場の発展にも拘らず、その労働力と地域農家に大きく依拠する農村工業が、大正期以降も足踏製糸器械あるいは力織機などを導入することにより、強靱な生命力を保ち続けたということである。それは同時に就業構造にも特質を与え、農業を本業とし、工業はじめ他の諸産業に副業として従事する戸数の比率がきわめて高くなっている。たとえば、1920年の織物業の場合、これに副業として従事する戸数が

本業とする戸数の5倍を占めており、1918年の綿・糸類部門(主として製糸業)の場合、この比率は実に17倍におよんでいるのである。岐阜県は近代を通じ、「農業県」としての性格が濃いのであるが、上記の兼業化によって地域工業と深くかかわっている点で、同じ農業県であっても、東北・北陸の水田単作地帯とは異なる性格を示しているのである<sup>22)</sup>。

以上にみてきた労働市場の急激な拡大、労賃の高騰と結びついた脱農民化、兼業農家化の傾向は、初期小作争議段階において、農民側が「土地返還」戦術をとりえた要因の一つとなっており、また小作農民の「V」意識を形成し、「費用価格」(C+V)を考慮して「小作収支計算」を行うに至ったのである<sup>23)</sup>。

### 2. 地主の無自覚・高率小作料・米穀検査制度と込米問題

1919(大正8)・20年の2年間、岐阜県は全国第1位の小作争議件数を数えている(表1参照)。岐阜県小作官は、当時争議の激甚であった理由として、小作農過多、高額小作料、農家経済の不振、農民組合の結成、米穀検査規定の実施、思想的背景など、数多くあげているが、「要ハ、一、地主ノ無自覚、二、小作料ノ高額、三、込米ノ存置ノ三点ニ帰着スル<sup>24)</sup>」と述べている。以下、順次この3点についてみておこう。

第一「地主ノ無自覚」について。岐阜県小作官は、岐阜県の地主について、他府県のそれと

表13 大正期の岐阜県内繊維工場（職工100人以上）

名 称	所 在	職工数	製 品	設 立 年
日本毛織株式会社 岐阜工場	岐阜市鶴田町	1,794	毛糸・モスリン	1915(大正4)
中央毛織紡績株式会社 大垣工場	安八郡北杭瀬村	1,257	毛糸	1922(大正11)
後藤毛織株式会社 岐阜工場	岐阜市大宝町	1,173	毛糸・毛織物	1915(大正4)
東京毛織株式会社 大垣工場	大垣市室町	783	毛織物	1914(大正3)
日本毛糸紡績株式会社 岐阜工場	稲葉郡本荘町	649	モスリン糸	
日本絹織株式会社	稲葉郡加納町	189	毛織物・絹織物	1917(大正6)
大垣毛織株式会社	大垣市南寺内町	187	毛織物	1919(大正8)
大日本紡績株式会社 大垣工場	大垣市林町	4,218	綿糸・綿布	1915(大正4)
〃 岐阜絹糸工場	岐阜市五坪	2,789	絹紡糸	1918(大正7)
〃 関ヶ原工場	不破郡関ヶ原村	1,800	綿糸・綿布	1924(大正13)
富士瓦斯紡績株式会社岐阜工場	稲葉郡加納町	1,754	綿糸・綿布	1919(大正8)
岐阜絹織物株式会社	岐阜市金町	123	絹織物	1919(大正8)
片倉製糸紡績株式会社岐阜田中製糸所	岐阜市忠節町	898	生糸	1917(大正6)
鐘淵紡績株式会社岐阜製糸工場	岐阜市本荘	618	生糸	1923(大正12)
金山製糸株式会社岐阜支店	岐阜市本郷町	450	生糸	1920(大正9)

注：1) 名称・職工数・製品は、1926(大正15)年現在のもの。ただし、片倉製糸・金山製糸については、1924(大正13)年、鐘淵紡績の職工数については、1931(昭和6)年現在の数字である。

2) (資料)岐阜県「岐阜県史」通史編、近代・中、1970年、1,160頁。および、岐阜市「岐阜市史」通史編、近代、1981年、561頁。原資料は、岐阜県「岐阜県治要覧」および、岐阜市「市勢要覧」1925年。

3) 岡田知弘「地域経済の「構造論」と「発展論」」、岐阜経済大学地域経済研究所「地域経済」第7集、1987年、44ページ第2表引用。

対比し、「農事改良、小農保護ノ政策」に全く放任の状態であると述べている。揖斐郡の篤志家坪井秀の調査により、当時の県下地主の一般的な生活状況をみておけば以下のごとくである<sup>25)</sup>。

大地主 大地主ハ、概ネ旧態ヲ持続シ、著シキ変動ヲ見サルモ、従来耕馬ヲ飼養シ下男ヲ傭ヒテ農業ヲ経営シ来リシ者モ、最近ニ至リ一般労働ヲ厭ヒ農業ヲ営マス。祖先伝来ノ資産ニ拠リテ袖手徒食スルモノ多ク、何レモ宏壮ナル邸宅ヲ構ヘ、奇石珍卉ヲ庭園ニ移シ、常ニ絹布ヲ纏ヒ、米麦混用ノ常食ヲ廃シテ麦ヲ用フルモノナク、蓄妾盛ニ行ハル。彼等生活ノ財源ハ土地ニアルモ、或ハ銀行会社ノ重役トナリ、若クハ商工ヲ業トスルモノ多シ。大正七年以降、経済界ノ好況ニ伴ヒ、収入増大ノ結果投機ヲ試ミテ失敗シタルモノ尠ナカラス。農事ヲ奨励シ公共ニ尽スモノ極メテ稀ナリ。

中地主 中地主ハ、大地主ニ比シテ一層奢侈ニ流レ、美衣美食ヲ常ニシ、全ク耕耘ニ従事スルコトヲ忘レ、投機熱ニ駆ラレテ資産ヲ蕩尽シタルモノ尠ナカラス。捉米ノ収受ニ依テ衣食スル外、町村吏員学校職員若クハ銀行会社員トナリ、各種名誉職ヲ奉シテ活動スル者多シ。然レ

トモ小作料ノ誅求ニ熱中スルモノモ亦彼等ヲ最トス。此ノ階級ノ子弟ハ徒ラニ都会生活外観ノ美ニ憧憬シ、男女ヲ問ハス、才能ノ有無ヲ顧ミス、都会ニ趨カムトスルモノ多ク、殊ニ婦女カ農業ヲ厭ヒ、婚家ヲ俸給生活者自由職業者ノ方面ニ選択シツツアル傾向ハ、近時甚タ顕著ナリトス。

小地主 小地主ハ、多少農業ヲ営ム外、其傾向ハ大率中地主ト一般ナリ。唯最近農村問題熾烈トナリ、直接経済ニ影響セムトスルモノアルヨリ、農業ニ従事シ農事改良ニ意ヲ注カムトスルニ急ナルモノアルカ如シ。

この「地主ノ無自覚」については、『小平復命書』にも随所にみられるところである。

もっとも、小作争議展開のあり方も、地主制の類型的差異により異なっていた。すなわち同じ地主といっても、この段階において争議の第一の対象となったのは、一般的にいて不在村大規模地主が多かった。在村地主とりわけ、生産者的性格を有する耕作地主の場合は、水や共有地の利用などの生産面で村落共同体それ自体のうちに共通して包括され、生活面に於ても冠婚葬祭をはじめ種々の面で共同体的生活関係が

存在していた。こうした在村(耕作)地主型村落では、不在村地主の土地所有を中心とする不在地主型村落と対比して、争議はおこりにくかったものとみなされる。こうした関係は、小作農民の小商品生産者としての経済的自立の過程が、村落共同体から必ずしも自立されえなかったことを示しており、この段階の小作争議に一つの限界性を付与したものとみなされるであろう<sup>26)</sup>。

第二「小作料ノ高額」について。寄生地主制下の高額高率小作料は、いわゆる「必要労働部分にまでも喰い込むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇、利潤の成立を許さぬ地代範疇<sup>27)</sup>」であるが、とりわけ岐阜県の小作料の高さについては多くの指摘がなされている。

表14は1922年農商務省の調査によって、岐阜県およびその近接数県の収穫高に対する小作料率をみたものである。これによれば、全国平均56.6%に対し、岐阜県は59%におよんでおり、近接数県のうちでは最高(1915年の場合も同じ)である。最低の富山県と対比すれば13%ほど(1915年の場合は14%余)、小作料は高くなっているのである。さらに、1920年12月現在の一毛作・二毛作別、市郡別調査によれば、「実際の小作料は、之れ(農商務省調査……筆者)より数等高くして、普通で、収穫高の6割2~3

分、少し極端なものになると8割にも及んで居る例<sup>28)</sup>」さえあり、かくして岐阜県の小作料が全国のみでも高額であったことを知りうるのである。

第三「込米ノ存置」について。この旧幕期以来の慣習である「込米」問題が、米穀検査制度実施による地主小作間の矛盾と結びついたところに、当段階における小作争議の要因の一つがある。ここではまず米穀検査制度の沿革について簡単にふれておこう。

県が積極的に産米改良に乗り出してくるのは日露戦役当時であった。すなわち、1904年12月、東京・横浜・京都・大阪・名古屋・四日市の各商業会議所に照会し、本県産米の集散市場に於ける位置、需要供給其他欠点等に関し調査意見を求め、ついで県農会に諮問し、1905年、告諭・訓令を発して産米改良を促進した。これを受けて1906年安八・海津郡、1909年本巣郡、1911年養老郡が郡事業として産米検査を実施したが、1912(大正元)年産米より、はじめて県営の移出米検査が実施された<sup>29)</sup>。不統一のため、取引上不便であるとされた容量については、「一俵ノ容量ハ当分ノ内四斗二升トナスヘシ、但シ樹切レヲ防ク為メ若干ノ余裕ヲ入ルルヲ妨ケス」として4斗2升到統一された<sup>30)</sup>。県営検査に伴う米質、俵装の改良奨励は、小作農民の負担を増し、農民の間に込米・掬米減免の要求を強め、1912~13年の2年間に17の小作組合が結成されている<sup>31)</sup>。

その後、1916(大正5)年県令をもって、まず養老・海津・不破の3郡にたいし、1俵の容量を4斗と改めた<sup>32)</sup>のち、17年9月、全县を4斗俵で統一した。すなわち、「大正六年ノ産米」より「一俵ノ容量ハ四斗トナスヘシ、但シ樹切レヲ防ク為メ若干ノ余裕ヲ入ルルヲ妨ケス、従来ノ慣習ニ依ル一俵ノ容量ニシテ前項ノ規定ニ超過スル端米(込米のこと)ハ別ニ授受スルモノトス<sup>33)</sup>」(傍点および( )内は筆者)としたことが、当年小作争議激発の直接的契機となったのである。ついで翌18年6月1日、岐阜・大垣・稲葉・羽島・海津・養老・不破・安八・揖斐・本巣・山県の2市9郡を適用範囲とする「岐阜

表14 収穫高に対する小作料率(1922年)

府県名	上田	中田	下田	平均	
全国平均	58.2%	56.9%	54.6%	56.6%	*
岐阜県	59.9	60.0	57.1	59.0	58.2%
愛知県	53.8	52.0	51.3	52.2	53.4
三重県	56.6	53.9	52.3	54.1	53.0
滋賀県	54.7	52.5	48.7	51.9	57.9
長野県	59.2	57.8	54.7	57.0	55.5
福井県	55.4	54.6	51.5	53.5	49.8
富山県	45.5	46.9	44.6	46.3	44.0
石川県	52.2	51.7	42.5	48.8	53.5
静岡県	56.7	54.8	53.1	51.5	55.0

注：1) 中沢弁次郎「岐阜県に於ける小作問題の研究」巖松堂書店、1923年、76~7ページより引用。原資料は農商務省調査。

2) \*は前掲、小作官室編「岐阜県における農民運動史」下、「小作料表」(1915年度調査)473~4ページより抽出引用。

県米穀検査規則」が制定され、従来の移出検査とともに生産検査の県営が実施されることとなった<sup>34)</sup>。前記傍点の個所は「検査規則」第33条としてそのまま踏襲され、かくして込米廃止問題は、県下主要米作地帯である西南濃地域における全小作農民の重要関心事となり、小作争議を激発するにいたったのである。

ここで小作人側の込米撤廃を要求する理由と地主側の込米減免にたいする主張とをあげてみよう<sup>35)</sup>。

(小作人側)

- ① 込米ハ生産検査ヲ施行シ容量ヲ四斗ト為セルカ故ニ当然廃止スヘキモノナリ
- ② 生産検査ヲ施行スレハ多クノ経費ヲ要ス其ノ経費ハ込米ノ数量ト同一ナリ故ニ之ヲ廃止スヘキモノナリ
- ③ 品質ヨキ米ハ其ノ量ヲ増シ容積ヲ減少ス県ノ検査ニ合格セル米ハ四斗ニテ十七貫アリ昔ノ米ハ四斗二升ニシテ十七貫アリ仍テ俵ニ付キ二升ヲ減免スヘシ又ハ二升ノ込米ハ之ヲ廃止スヘシ
- ④ 若シ旧慣ニ依リ小作料ニ込米ヲ附シテ納付スヘキモノナルトキハ其ノ納付スヘキ米ノ品質及俵装荷造モ旧慣ニ依ルヘキモノナリ仍テ県ノ生産検査ニ依ラス又ハ之ニ合格セサル旧慣ニ依リテ生産セルモノヲ納付スヘキモノナリ

(地主側)

- ① 込米ハ小作料ノ一部分ニシテ小作契約又ハ慣行ニテ其ノ納付スヘキヲ定メアルモノナリ故ニ之レハ是非共徴収スヘキモノナリ
- ② 小作人ハ産米カ改良セラレタルカ故ニ其ノ改良費ニ該当スル手当トシテ込米ヲ廃止セラレタシト云フモ産米改良ニ付テハ県ノ方針ニ従テ一定ノ賞与出シツツアリ故ニ込米ハ廃止スルノ必要ナシ
- ③ 込米ヲ廃止スレハ次ニハ小作料ノ減免ヲ要求スルニ至ルヘキハ当然ナリ今ニ於テ之レヲ拒絶スヘキナリ

すなわち、地主側は込米を存続させながら米穀検査に基づく賞与規定で代用させようとしているのに対し、小作人側は、生産米検査の実施

による農民の負担加重を込米撤廃によって解決し、ついで必然的に本格的な小作料減免要求闘争へと進むことを示しており「込米撤廃闘争が小作料減免闘争と不可分に結びついて<sup>36)</sup>」いることを知るのである。

### III 小作争議の展開

#### 1. 初期小作争議

前述のごとく、岐阜県の移出米検査の県営は1912(大正元)年にはじまり、17年には全県にわたり1俵の容量が4斗2升から4斗に改定、「端米(込米)ハ別ニ授受スルモノ」とされ、翌18年に移出米検査とともに生産検査が2市9郡にわたり実施されるにおよび、これらを契機として、全国にさきがけて小作争議が激発するにいたった。それは、米穀検査・容量統一を直接的契機とする込米撤廃要求として展開され、さらに小作料減免要求へと連続的に発展していった。

岐阜県の小作争議は全国的にみて最も先進的であったが、これに対応して警察権力による弾圧体制もまた先駆的であった。すなわち、県警察部では、小作争議対策として、全国諸県にさきがけ、1920年9月、まず争議中心地である揖斐・本巣・安八・山県の4郡に小作問題取締専務巡査部長各1名を配置し、県警察部高等課兼務として警察部に直屬させ、小作問題の取締りにあたさせた。このいわゆる「農業警察」は、翌21年9月、羽島・海津・養老・不破・武儀・加茂・可児・稲葉の8郡にも適用され、同年10月には、小作争議弾圧の目的で警察犯処罰令の改定が行われた<sup>37)</sup>。他面、県は「自作農創設、動力農具耕牛購入補助、農事実行組合ノ奨励等各般ノ施設ニ依リ争議ノ緩和ニ力メタ<sup>38)</sup>」のである。

この段階における鶉村では、1918(大正7)年1月、前年度産米について、「掬米一割減額」を要求する小作争議が発生している。地主側はこれに応ぜず、種々紛擾を重ねた結果、2月にいたり地主側の譲歩となり、「掬米一割減額」にて解決している<sup>39)</sup>。さらに翌19年12月にいたり、小作人側は「込米2升廃止ノ外尚掬米一割ノ減

額」を要求する小作争議がおこっている。この度は地主側強硬にして応ぜず、小作側は「一切納米セザルコト」としたが、やがて破約して納米する者があらわれ、結局小作側は「要求撤回」し自然消滅となっている<sup>40)</sup>。

隣村佐波村では、1918年末、込米2升の廃止を要求して小作争議がおこっている。翌19年、小作側は掬米はこのさい納付し、田借地全部70町歩の返還を地主へ通告している。同年5月地主側は、田貸付地はもとより、返地申出のない畑25町歩も返還せよとの催告状を通達、小作人側は「田地は返還するも、桑園に依り養蚕を以て生活の途を講ぜんとする計画なりしに、返地を申出でざりし畑地をも返地すべき催告に接して狼狽<sup>41)</sup>」し、やがて5月14日稲葉郡長・警察署長の調停を受け争議は妥結している。そのさい、地主・小作の両総代間でとりかわされた「覚書」によれば、1俵につき2升の込米は納付するかわりに、掬米について、生産米検査の等級による賞罰規定を導入し、地主小作共同の農友会を設立している。

鶉村の場合もほぼ同様に、込米は納付し、生産米検査の等級により、「極上米2升5合、上米2升、並甲1升5合、並乙1升」の賞与米を与え、不合格米には米1升を罰米として徴収している<sup>42)</sup>。すなわち、小作人の要求は未解決のまま残されたのである。

なお、この段階における稲葉郡小作争議の指導者について述べておこう。前述「農業警察」が取締り基準の一つとして作成した「小作人要視察人名簿」によりみれば、当郡争議指導者の性格としては、一部自作を含み、養蚕業中心の商品生産者の志向をもつ「小作中農ないし農村雑業を兼ねる貧農上層」とみなされるのである<sup>43)</sup>。

## 2. 本格的な小作争議

1924(大正13)年4月の「中部日農」の創設は、岐阜県農民運動の一大画期をなすものであった。同年以降は作柄の豊凶に拘らず小作争議は増加し、その質においても複雑・深刻の度を加え、特に翌25年は不作のため農民組合の普及と相俟って小作争議も最高潮に達した。地主側も

これに対応して地主団体を組織し、専ら法律戦により利益の共同擁護につとめた。かくしてこの年の争議は双方強硬に相対峙の結果、次年度へ持越し更に27年まで継続したものが多数を占めた。訴訟の進行に伴い、土地立入禁止、立毛・動産差押等により一層争議を紛糾させ、小作人は、農民大衆の生活を脅威し農村平和を破壊するものとして、大衆運動・請願運動・糾断演説会を開催する等極力反対の氣勢を揚げ、遂には暴力行為、公務執行妨害等の事件発生をみる至っている<sup>44)</sup>。

この時期における鶉村の小作争議は、前期(1924年11月～25年5月)と後期(25年秋～28年2月)の2段に分かれている。まず前期小作争議の展開についてみておこう<sup>45)</sup>。

### 前期小作争議

「中部日農」は創設以来、会長横田英夫を中心に活発な宣伝・組織活動を展開したが、実戦としては、はじめて鶉村の小作争議を指導した。1924(大正13)年11月1日、鶉村東組の組合総会が同組深広寺で開かれ、組合長堀実衛<sup>46)</sup>が議長となり、(1)込米(1石につき5升)を廃止すること、(2)田畑とも従来の小作料の2割引下げを地主に要求することなど4個条を満場一致で可決し、ついで、東・中・西三組合は連合して「鶉村農民組合」と改称、「中部日農」傘下に入り鶉支部となった。同支部は、16日、地主へ込米廃止を通告し、回答日を23日と指定した。この日、中鶉万誓寺では連合支部大会が開かれ、中部日農会長横田英夫ら約400名が参加した。他方地主側は21日、赤堀徳次郎<sup>47)</sup>を組合長として会員14名から成る地主組合を結成し、対抗した。そこで中部日農は、12月27日、小作人一同の名で、「込米廃止と小作料2割引を求める理由書」を地主側へ送った。地主組合は、込米廃止要求は認めたが、小作料2割の減免要求に対しては納米請求訴訟で応戦した。小作人側は小作米の大部分を売り払って持久戦に入ったが、地主岩田新四郎<sup>48)</sup>が小作側の要求以上の条件で和解を申し入れたことから、地主組合の結束がくずれ、1925(大正14)年5月1日にいたり、つぎの条件で妥結することとなった。

① 小作料の高下にかかわらず1反歩2斗5升引のこと。但し金納とし、換算は地主側が訴訟を以て請求せる米価による。

② 地主側より農民組合へ500円を寄付すること。

③ 中部日本農民組合員以外の小作人とはこれと同一の条件にて協定せざること。

④ 地主は大正14年度において土地返還の要求をなさざること。

この前期小作争議は、込米撤廃から小作料減免闘争と連続的に発展したものである。この争議の意義は、およそつぎのごとく整理されよう<sup>49)</sup>。第一は「強固な指導と団結力による一貫した小作攻勢である」。中部日農本部の指導と組合員の団結力とが、地主組合の結束を乱す強固な力を発揮したのである。第二は「減免争議での成果である」。妥結条件を総合すれば、小作側の要求2割をこえる水準となる。この条件は、上記③にみるごとく、組合員のみが認められることとなり、それだけ農民組合の村内での社会的位置が高まることとなった。第三は「農民組合の活動が村内の社会関係の変化をもたらしたことである」。すなわち、25年3月の輪中選挙では全勝し、7月の村議選でも、警察の執拗な規制や地主からの懐柔にもかかわらず、農民組合候補者6名中5名を当選させているのである。

この鶉村争議における「込米廃止」と「小作料2割引」との理由書は、単に鶉村のみでなく、中部日農傘下の各組合に共通するものとして、会長横田英夫が執筆したようである<sup>50)</sup>。ここでは「小作料2割引」の「理由書」について検討しておこう。

小作人による米田耕作の1反当たり収支計算(表15, A)の差引残21円69銭が小作人の手間賃に当たる。1反歩の田を耕作するには、当地方では、23人の手間(B)を必要とする。前の差引残を23人の手間で除すると「一人当たりの手間賃」は僅かに89銭9厘となる。本村における「農業手間賃」は、1日2円50銭～3円である。平均2円50銭として計算すると小作人の損失は36円31銭となる(C)。この損失は米価が1石40円の場合の計算であるが、最近10カ年

(1914～20年)の平均は1石28円76銭である(岐阜県米穀検査所調査)。この平均米価にもとづいて1反歩の収支計算をすれば、1人1日当たりの手間賃は64銭6厘となる(D)。この安い手間賃では「人間並の生活」はできない。農商務省の調査によれば、1919(大正8)年以後の「農作日雇賃」は全国平均1円50銭以下はない。本村のごときは2円平均と思われる。仮に安く見積もって最近10カ年間の当地方における「農作手間賃」を平均1円50銭として計算すると、小作人が1反歩耕作による損失は19円65銭となる(E)。「道理上、私共小作人は米作によってどんなに少なくとも普通の農業労働者が取る手間賃と同じ位の所得がならぬものと信じて」(傍点筆者)いる。本村の小作料は、全国平均はもとより岐阜県平均よりも高い小作料を支払っている(F)。「世間並」になりたいという考えから「二割引下」の根拠をおいたのである。本年の小作料は1石5升と1石4斗が多数であり、2割引下げると1石1斗2升から1石2斗となり、小作料額、収穫に対する小作料率からみても、大分岐阜県・全国平均に近くなるのである。以上が「小作料二割引下」理由の主要であるとしている。

この理由書は、小作農民の「手間賃=労賃部分(V)」を明らかにし、費用価格(C+V)を考慮した「小作収支計算書」方式をとっている<sup>51)</sup>。この方式は、減免要求に正当性を与え、中部日農の主張を一層強固にしたものであった。この争議戦術は、他府県の争議地でも広くみられたが、中部日農でも多用されている。鶉村争議で提出された「小作料二割引」の理由書は、この戦術を駆使した代表例である。もっとも、独占資本主義確立段階にあって、独占と零細経営との重層構造、工業と農業の不均等発展が本格化し、賃金の格差構造もいっそう拡大していたとき、小作人の要求水準が、当時の労賃としては最低の「農業労働者の手間賃」を基準としたところに、当段階での小作争議における一つの限界を認めざるをえないであろう<sup>52)</sup>。

鶉村争議の勝利は中部日農の発展に強く影響した。この闘争のエネルギーは1925年度の争議

表15 小作料2割引の理由書

A 米価1石40円の場合			B 1反歩に要する手間内訳(一毛作)	
収入金	円		苗代一切	1.2人
内訳	91.81		荒起	1.7
玄米	84.00 (収穫高2石1斗)	本村の収穫高による	整地	3.0
屑米	0.91	県農会調	田植	1.0
其他	6.90 (藁其他一切)	同上	除草	3.0
支出金	70.22		施肥	2.0
内訳	60.22 (小作料1石5斗)	本村の多数例による	水掛及管理	1.0
種子代	0.50 (1升25銭として2升)	実際の調査による	刈取及乾燥	3.0
肥料代	8.03 { 5.17自給肥料	県農会調	扱落及運搬	2.0
雑雑費	1.69 (農具農屋費其他一切)	同上	梱乾燥	1.0
差引残	21.69		脱穀及調整	3.0
			藁始末其他	1.0
C 相当手間賃を計上した場合の損失			D 平均米価にもとづいた計算	
差引残	円		平均米価	28.76 (大正3~12岐阜県米1石当)
手間賃	57.50 (1人2円50銭として23人分)		収入金	68.21 (内訳上表に同じ)
損失	36.31		支出金	53.36 (同上)
			差引残	14.85 (23人分手間賃)
			手間賃	0.646 (1人1日当)
E 相当手間賃を見た場合の損失			F 本村と他との小作料の比較	
差引残	円			石 %
手間賃	34.50 (1人1円50銭23人分)		全国平均小作料	0.948 53.36 (収穫に対し)
損失	19.65		岐阜県平均小作料	1.070 60.00 農商務省調
米換算	683合 (米価1石28円76銭の割)		本村多数小作料	1.500 71.42 勸銀調

にも継承され、この年11月、中部日農は横田英夫の作成した「声明書」を発し、3割減免要求を提唱する。本部の方針にこたえ3~4割の減免を要求した支部が圧倒的に多いのである<sup>53)</sup>。この頃、「『ことし三割来年五割あとは小作の作りどり』という歌が全県下にひろまり、横田が一度講演したらかならず組合ができるという始末で、横田が村へくるときにただけで地主はふるえ上がり、小作人は神様のように随喜してかれを迎えた<sup>54)</sup>」ほどであり、中部日農の短期間で急激な発展ぶりを知ることができるであろう。

#### 後期小作争議

鶉村後期小作争議は、同じ頃におきた隣村稲葉郡日置江村および本巣郡山添村、同郡一色村見延のいわゆる三大争議とともに、小作攻勢か

ら地主反攻・官憲弾圧へと転換する当時の岐阜県農民運動の流れに照応している。1926(大正15)年2月横田英夫の死後、中部日農は3派(中部日農・大和農民組合・日農岐阜県連)に分裂したが、実際の争議は、殆ど相互に連繫し同一行動をとり、地主側も土地共済組合を背景として厳しく対抗した。

鶉村では、前期小作争議が終結した1925(大正14)年の秋、小作人側は再び小作料5~6割減額を要求して争議をおこし、従来の前例を破って検見以前に立毛刈取りを行っている<sup>55)</sup>。翌26年1月12日、地主との交渉はすべて中部日農本部に一任した。かくて、小作料の「一切不納同盟」、「共同売却処分」を行い、組合支部において「掬米売却金」を保管するにいたっている。26年度作柄に対しても同様の手段・内容

を以て「一切小作料不納同盟」を敢行した。

地主側に於ては、前期争議の温情的解決は却って小作人の軽侮を受けたとし、また「正当なる方法」によって減免を要求すれば容認もするが、「思想問題を加味した運動をなすは好ましくない」という認識に立ち、この度は前回のごとく結束をくずすことなく<sup>56)</sup>、激しく農民運動に対抗した。すなわち、「思想問題を加味した」農民組合運動を放置しておけば、土地所有権の擁護はできないとの危機意識に立った地主側は、専ら法定戦術に訴えることとなった。

一部地主の土地返還訴訟を提起したのをはじめとし(1926年3月12日)、掬米請求訴訟(同3月30日)、有体動産仮差押(同11月25日)、損害賠償請求訴訟(27年4月)、土地返還訴訟(同4月)、動産仮差押(同5月)、土地立入禁止仮処分(同5月30日)、立毛仮差押(同10月20・22日)等、ありとあらゆる強硬手段がとられた。

はじめ組合側は、検見以前の立毛刈取り、小作料一切不納同盟、小作料共同売却処分などの積極的戦術を駆使し、かなり優位に立っていた。しかし27年11月8日「裁判所は立毛差押の競落における組合側の団体行動(共同競落)を封じこめるために、任意競落にきりかえる方針を示した<sup>57)</sup>」。中部日農はじめ、大和・日農県連の三組合は、これを不当として共同戦線をとる、岐阜県下はもとより、愛知・三重3県下の全組織を動員し、農民約6,000人が大挙して岐阜地方裁判所へおしかけている<sup>58)</sup>。

結局、この争議は地主側勝利のうちに終結することとなる。すなわち、1927年11月以来鶉村村長の斡旋により、地主側(赤堀徳次郎、臼井貞弥ら)・小作側(中澤弁次郎、堀実衛ら)各代表の間で再三にわたり会合をもち、28年1月26日、地主側より提出した「和解=関スル覚書」にもとづき、争議調停委員会<sup>59)</sup>に於て作成した以下のごとき「調停要項」により、同2月25日、和解するにいたっている。

#### 調停委員会ノ調停要項

該調停要項ハ、去ル一月二十六日地主ヨリ小作人ニ発シタル和解ニ関スル覚書ニ基キ、立案セルモノナリ

一、耕地ハ九町歩以内ニテ返還スルコト(返還土地ハ、小作者間ノ移動融通ハ地主ニ於テ出来得ル限り認ムルコト)

一、大正十四年度掬米ハ田方一反歩ニ付キ契約高ヨリ一斗引、同十五年度同様一斗引、昭和二年度全額支払(本項減ニ就イテハ苗代田、畑地、宅地、定免地ハ之ヲ除ク)

但シ大正十四年度ハ石代金三十九圓、十五年度ハ石代金三十四圓ノ割トス、昭和二年度分ハ米納トス

〇一、返還土地ニ紫雲英ノ仕付ケアル分ハ、一反甲二圓、乙三圓五十錢割ニテ小作人ニ代償ス

〇一、耕作畑(返還土地)ニ桑ノ仕付ケアル分ハ、一株何錢ノ見積ヲスルカ又ハ地主買受ケサルトキハ、小作人除去スルコト

一、返還地ニ麦ノ仕付ケアル土地ハ、麦收穫後ノ昭和三年六月三十日迄ニ土地ヲ引渡スコト、但シ麦ヲ小作人取入ルルタメ土地ヲ耕作シタルニ付、此耕作料ハ小作人カ麦ヲ收穫シ、地主ハ耕作料ヲ支払ハス

〇一、返還地ニ作物ヲ仕付ケタルメ耕作シアル土地ニハ、地主ヨリ一反歩六圓乃至七圓ヲ小作人ニ支払フ

一、小作者間ニ於テ大正十四年度掬米換算額ハ、合計一萬四千七百十四圓六十八錢ニ付、此分全部完納ハ不可能ト地主ニ於テ認ムルニ付キ、金三千圓ヲ昭和三年六月三十日迄支払延期ヲ認ムルニ付キ、此三千圓ヲ控除シタル分及大正十五年度掬米換算額金一萬二千六百五十九圓四十錢(大正十四年度同十五年度合計金二萬四千三百七十四圓八錢)及昭和二年米納、以上三ヶ年分ヲ昭和三年三月十二日迄ニ地主ニ支払フコト

前記三ヶ年分ヲ三月十二日支払完納ノ場合ハ、和解祝トシテ地主ハ小作組合(註、鶉村支部)ニ金三百圓ヲ交付スルコトトス

大正十四年度分ノ支払延期ヲ認メタル昭和三年六月三十日支払ノ金三千圓ヲ全部完納シ、前記〇印ノ同期日迄ニ全部履行ヲ終了シタルトキハ、農事奨励金トシテ金一千圓ヲ交付ス

一、桑畑及畑地ニ麦ノ仕付ケアルモノハ(但シ返還地)、返還ヲ昭和三年六月三十日迄延期シ、作物仕付ケナキ箇所ハ昭和三年三月十二日限り返還スルコト

以上

この「調停要項」の主要な内容を要約すれば

以下のごとくである。①地主は9町歩以内の貸付地を小作人から返還させること。②1925・26年度の掬米は田方1反歩につき契約高より1斗引、それぞれ石代納とし、27年度の掬米は契約高通り全額米納で支払うこと。③返還地に紫雲英・桑・麦等の作物が仕付けしてある場合の処置、および掬米・金の返還方法・期日などを規定している。

#### IV 小作争議の帰結

前述小作争議により、農村は如何に変容したかについて主要な点をあげておこう<sup>60)</sup>。

##### 地主・小作関係

「土地賃貸借契約書」が前記調停委員会に於て作成され、「和解調書」の1項として付加され、「調停条項」と同様執行力を有するものとなった。証書は以下のごとくである。

##### 土地賃貸借契約書

賃貸人賃借人ノ兩者、今回別記土地ノ賃貸借ヲ為スニ當リ、次條以下ノ事項ヲ契約ス

第一條 賃貸借期間ハ昭和 年一月ヨリ昭和 年十二月末日迄 ケ年トス

第二條 賃借料ハ土地、作物ノ豊凶ニ拘ラス、別記記載ノ掬米ヲ翌年一月三十一日迄ニ合格米ヲ以テ、賃貸人ノ住所又ハ其ノ指定シタル場所ニ持参弁済スヘキモノトス 但不合格米ナル時ハ、一俵ニ付キ一升五合ノ増米ヲ納ムルモノトス

第三條 不可抗力ニ依リ賃借地ノ収獲著シク減少シタル時ハ、賃借人ハ賃貸人ニ對シ収獲着手前検見ノ申出ヲナシ、掬米ノ一時的減額ヲ請求スル事ヲ得、但宅地、苗代田、畑地、定免地ハ此限リニアラス

第四條 賃借人収獲ニ着手シタルトキハ、掬米ノ減額ヲ請求スルコトヲ得ス

第五條 賃貸人ノ検見ニ對シ賃借人不服ナルトキハ、賃貸人ニ於テ立毛刈取ヲナシ、賃借人カ認メタル実収獲ノ四分ヲ玄米ヲ以テ与フルカ、又ハ賃貸人六分賃借人四分ノ割合ヲ以テ、各其刈取分ヲ取得スル立毛刈分ケ方法ヲ取ルコトヲ得

第六條 賃借人ハ賃貸人ノ承諾ヲ得シテ、賃借地ノ地目又ハ形状ヲ変更スルコトヲ得ス

第七條 賃借人ハ賃借地ヲ他人ニ譲渡シ、又ハ賃借地ヲ転貸シ、若クハ耕作ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ス

第八條 賃貸人ハ賃借地ヲ売却セントスルトキハ、豫メ其賃借地ノ賃借人ニ對シテ、其旨及買取ル可キカ否ヤヲ通知スル事ヲ要ス 前項ノ通知ヲ発シタル後、七日間内ニ賃借人カ賃貸人ニ對シ価格ヲ明示シ、該土地買受ノ申込ヲ為ササル場合、又ハ仮令申込ヲ為スモ協定出来サル場合ハ、賃貸人ハ随意ニ之ヲ売却スルコトヲ得

前項ニ依リ、賃借人カ買取ラスシテ該土地カ他ニ売却セラレタルトキハ、賃貸人ト賃借人間ノ從來ノ關係ハ一切消滅スルモノトス

第九條 賃借料ノ不納其他本契約ニ違反シタルトキハ、予告催告ヲ俟タスシテ、即時解約ノ時期到来スルモノトス

第十條 賃貸借期間満了其他ノ事由ニ依リ解約シタル時ハ、土地占有權ハ其時ヲ以テ直チニ賃貸人ニ移転シタルモノト見做ス 工作物ハ賃借人ノ費用ヲ以テ之ヲ撤去スルモノトス、若シ之ヲ履行セサル時ハ工作物ハ當然賃貸人ノ所有ニ帰シ、賃借人ハ補償ノ請求ヲ為ス事ヲ得ス

第十一條 賃借地返還ノ場合ニ於テ、賃借人ハ名義ノ如何ヲ問ハス、金銭又ハ物品ノ請求ヲ為ササルモノトス

第十二條 賃借人カ、賃貸借期間満了ノ時ヨリ少クトモ三ヶ月前ニ、本契約更新ノ申込ヲナシタル場合ニ於テ、賃貸人カ一ヶ月以内ニ之ヲ拒絶サセルトキハ、同一條件ヲ以テ其更新アリタルモノト見做ス

第十三條 賃借人カ賃借スル土地及賃借料ノ明細ハ別記目録表示ノ通りトス

昭和 年 月 日

稲葉郡鷓村 番  
賃借人 某  
稲葉郡鷓村 番  
賃借人 某

目 録 表 示

賃貸人 岐阜県稲葉郡 村 番  
賃借人 同 県同 郡 村 番  
稲葉郡 村地内

字	地番	地目	反別	掬米額
			反	石

小作慣行として、小作契約は「従前ヨリ口約ノミ<sup>61)</sup>」であったが、争議後は地主側より証書を要求するのが一般化した。契約期間は従来これを定めず、いわゆる不定期小作であったが、争議後は多くは3カ年の有期契約となっている。小作料の減免慣行は従来通り検見制度をとっているが、地主・小作間の個人的交渉から団体的交渉をなすに至っている。

小作地返還問題については、関係地主11人は自作しようとして小作人に田畑12町歩の返還を要求したが、小作人はこれに応ぜず、土地明渡請求訴訟を提起し、調停の結果9町歩以内(田8町1反余、畑5反2畝余)の返還が行われ、関係地主は、最低3町歩、最高8町歩所有程度の小地主が多く自作可能なので自作するに至っている。

経済生活

争議が3カ年余にわたり、地主のなかには、一時的に飯米に窮するものさえ生じた。本村の地主は小地主が多く、この経験から一般に自家用飯米のためとして自作する者が多くなった。前述のごとく、小作人から9町歩弱が返還され、関係地主は自作している。地主中には、土地を売却して他に転業しようとする者もいたが、地価が安い実行者なく、何れも機会があれば所有地は自作可能の程度に止め、残余は売却しようとしている。他方小作人は、争議後3カ年分の小作料を一時に納入することは不可能であり、負債をした者が多い。また資金さえあれば土地を購入して自作しようと望んでいる。当村は水田を主とし、畑には桑園が多いが、村及び農会の奨励で蔬菜栽培をし、岐阜へ出荷するに至っている。

農会・信用組合・地方自治

農会の総代26名中13名、評議員6名中3名が小作人となった。副会長、郡農会議員は欠員中であるが、小作人より選出しようとの主張が盛んである。信用組合の組合長が地主である関

係上、小作人側の反対があり、事務の渋滞をもたらした。地方自治の面では、村会議員選挙で定員12名中5名が小作側より選出された。

小作争議・小作組合

前述のごとく、地主は「正当なる方法」によれば、掬米減免を容認もするが、「思想問題を加味した運動」には強硬に反対した。小作人は、前期小作争議では勝利し相当得るところがあったため、団体的運動を無上のものと考えたが、後期小作争議では「経済的に全く収支償はなかった」として小作組合に対する信頼は次第に失墜し、組合に加盟するの無益なるを自覚するようになり、組合運動熱は著しく低下するに至った。

あ と が き

これまで稲葉郡鶉村の小作争議を事例として、独占資本主義確立段階における小作争議の歴史的格についてみてきた。隣村佐波村では、1934(昭和9)年~35年に小作争議が発生しているが<sup>62)</sup>、鶉村ではこの時期以降小作争議が発生しているか否かについては、今のところ不明である。ここでは1927年以降より昭和恐慌までをみとおした岐阜県下の全般的動向について概観しておくこととしたい。

前述のごとく、1927(昭和2)年は岐阜県農民運動の転換期であった。すなわち、「県下ノ争議モ昭和二年ノ收穫期ヲ転機トシテ、農民運動ノ不振ト一面豊作引続キタル等ニ因リ争議件数減少シ、争議ハ外形上平穩ニ帰シタルノ觀ヲ呈シタルト雖モ其質ニ於テ陰性化シ且昭和三年頃ヨリ自作ノ為土地返還ヲ請求スル事件発生シ、小作権ヲ中心トスル真剣ナル問題ニ推移シ、争議内容ノ複雑化ヲ見ルニ至」<sup>63)</sup>っている。

しかし、「農民運動の沈滞の一因が農民組合の分裂にあることは確かであるが、それ以上に重要なのは、官憲による弾圧の強化およびそれに呼応する地主側の反撃である」<sup>64)</sup>。地主側の強硬態度として、「昭和五年農業恐慌以来農民ノ経済的窮乏ハ益々深刻トナリ、地主ニ於テハ生活防衛上従来不当ニ掬下ヲナシタルト認ムル小作料ノ値上ゲニ依リ、或ハ滞納小作料ノ整理ニ依リ

小作料ノ増加ヲ期セントシ、小作契約期間ノ満了ニ際シ小作料増額ヲ要求シ、又小作料永久減額ニ代ヘテ毎年小作料一時的減額要求ヲナスモノニ対シテモ容易ニ之ニ応ゼズ、其結果小作料ノ値上ゲヲ為シタル事例散見スルノ状態ナリ。又一面地主ノ負債整理……ノ為土地処分及小作地ノ自作地拡張ニ伴フ土地引上要求ヲ原因トスル問題ハ年ト共ニ増加シ、一般的耕地需要増加ノ風潮ト相俟テ、小作料ニ関スル争議ニ於テモ其ノ手段トシテ強硬ニ土地返還ノ要求ヲ為スニ至リ、土地返還ノ問題ハ逐年増加ノ傾向<sup>65)</sup>にあったのである。

「殊ニ米籾価ノ激落ハ極度ニ農家経済ヲ窮迫セシメ、地主ノ土地処分ヲ余儀ナクセシメ或ハ中小地主ノ自作経営ヲ促シ、或ハ小作農ノ生活ヲ深刻ナラシメ、小作料並ニ土地返還ニ関スル争議ノ発生ヲ助長セリ。特ニ顯著ナル現象トシテ畑小作料ノ(桑園)永久減額要求並ニ地主側ヨリ小作人ニ対シテ小作料値上或ハ旧小作料ニ復帰セムコトヲ要求スル<sup>66)</sup>」状態であった。

「こうした地主の強硬態度は、ひとつには昭和恐慌の影響が農民層にとどまらず、地主経済にも深刻な打撃を与えたということにもよるが、より基本的には、ファシズムへの動きがつかよまるという社会情勢のもと、農民組合の力が急速に減退していくということに起因している<sup>67)</sup>」ことは明らかであろう。

- 1) 「産業資本の確立は、一般的には、生産手段生産部門と消費資料生産部門との総括に表現せられる社会的総資本の、それ自体の本格的な意味での再生産軌道の定置によって示され、特殊的には、衣料生産の量的及び質的な発展を前提条件とする所の、労働手段生産の見透しの確立によって示される。かかる確立の時期を、日本においては、略明治三十年乃至四十年の頃と推断しうる所である。」(山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年、11ページ)。
- 2) 「地主制の歴史的限界(解体)。軍事的半封建的、日本資本主義の基柢を構成する所の半封建的土地所有制ニ半隷農的零細農耕……の構造ニ対抗の成立(ほぼ、明治二十二年~二十三年基準)以来、その基調に、分化と分解が進行シ、その過程は第一次大戦期に急激化し、ついに、ロシア革命(大正六年、一九一

七年)……と米騒動(大正七年、一九一八年)とを画期として、地主制は転期を画するに至る。ここに、

〔一〕本格的争議段階……の過程と、〔二〕地主制凋落……の過程との二重の過程が進行する(山田盛太郎『農地改革の歴史的意義』、1949年、『山田盛太郎著作集』第4巻、岩波書店、1984年、42~3ページ)。

なお、この段階での日本資本主義にたいしてもっていた「地主制の構成的意義の後退」に関しては、とりあえず、中村政則『近代日本地主制史研究』第3章第1・2節、東京大学出版会、1979年、184~226ページ参照。

- 3) 岐阜県における小作争議を主とする農民運動の研究は、山本堯「大正期農民運動と村落構造」、『岐阜大学学芸学部研究報告』第7号、1958年。一柳茂次「岐阜県農民運動史」、農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年所収。『岐阜県史』通史編近代下、第8章、1972年。坂井好郎『日本地主制史研究序説』第3章、御茶の水書房、1978年。森武麿編『近代農民運動と支配体制』柏書房、1985年などに代表される。
- 4) 農林省農務局『小作年報』第三次、1927年、147ページ。
- 5) 坂井好郎前掲書、18・314ページ参照。
- 6) 農地制度資料集成編纂委員会『農地制度資料集成』第三巻、御茶の水書房、1969年、23~5ページ。
- 7) 岐阜県小作争議の早期性・先進性の原因について、森武麿氏は、「封建的慣行の残存物たる『込米』と七割にも及ぶ高率小作料の存在」と「第一次大戦の岐阜市、大垣市を中心とする都市化の進展、労働市場の拡大、すなわち労賃の高騰」とをあげ、この「先進的な経済的諸条件の展開と後進的諸条件の対抗=矛盾」に求めている(前掲、同氏編著22ページ)。これだけで、十分説明しきれぬかどうかとの疑問もあるが、従来の諸説のなかでは最も説得的である。
- 8) 前掲、森武麿編著、6ページ。
- 9) 前掲、『岐阜県史』近代下、774ページ。第114表注2参照。
- 10) 現在ほぼ通説となっている地域類型——近畿型・養蚕型・東北型——区分が妥当であるか否かは別として、地域類型の視点の導入は必要であると考える。中村政則氏も、「地方史と全体史をつなぐ環」として、第一に商品流通の問題、あるいは市場問題、第二は権力あるいは政策的契機、第三は国際的契機の問題をあげ、それらと同時に、「各地域の特徴とか個性を否定するのではなくして、かつそれを全体のなかに位置づけていく場合に有効な方法として、地域類型論とか地帯構造論というものがあるのではないか」と述べている(『日本近代と民衆』校倉書房、1984年、57ページ)。
- 11) 1961年11月、農林省岐阜統計調査事務所がはじめて岐阜県の農業地域・地区を設定した『農業地域・

農業地帯設定資料」および同年「岐阜農林統計年報」によっている。その包括区域表は以下のごとくである。

農業地域別農業地区包括区域表

農業地域名	農業地区名	包括郡市名
西南濃農業地域	岐阜農業地区	岐阜市, 羽島市, 各務原市, 羽島郡本巣郡, 山県郡
	大垣農業地区	大垣市, 海津郡, 養老郡, 不破郡安八郡, 揖斐郡
中東濃農業地域	中濃農業地区	関市, 美濃市, 美濃加茂市, 武儀郡, 郡上郡, 加茂郡, 可見郡
	東濃農業地区	多治見市, 中津川市, 瑞浪市, 恵那市, 土岐市, 土岐郡, 恵那郡
飛驒農業地域	飛驒農業地区	高山市, 益田郡, 大野郡, 吉城郡

- 12) 地域類型的視点から、岐阜県の全国的な位置づけと県内の地帯構成については、拙著『地主制の形成と構造』御茶の水書房、1982年、7～21ページ参照。上記包括区域表と若干郡別に異同があるが論旨に影響はない。なお「岐阜県は、全体として『養蚕型』と規定されるであろう」とした点は、ここで訂正しておきたい。
- 13) 稲葉郡日置江村、本巣郡山添村、同郡一色村見延の小作争議を岐阜県の三大争議と称している。
- 14) 鶉村の農民運動に関しては以下のごときものがある。  
岐阜県警察部『小作問題紛擾篇』、1921年、121・148ページ。農商務省農務局『地方別小作争議概要(大正十三年)』、1925年。帝国農会『小作争議ノ影響ニ関スル調査』(以下『小作争議ノ影響調査』と略称)、1925年、155～86ページ。一柳茂次前掲論文、703～8ページ。前掲『岐阜県史』通史編、近代下、771～8ページ。『岐阜市史』史料編、近代2、1978年、543～5ページ。同通史編、近代、1981年、537～8ページ等。
- 15) 拙稿「地主制後退期岐阜の農民運動」、岐阜県近代史研究会『岐阜近代史研究』創刊号、1987年。
- 16) 岐阜県記録課『厚見郡各町村略誌』、1881年12月調製。(岐阜県歴史資料館収蔵)。
- 17) 『小平復命書』第8章「稲葉郡ニ於ケル小作紛争」第1節「郡全体ノ状況」
- 18) 『小作争議ノ影響調査』、155ページ。
- 19) 稲葉郡西郡村竹内家は、1924年の「五十町歩以上ノ大地主」調査によれば、所有農地反別田89.8町、畑19町、計108.8町歩、自作反別2町歩、小作658戸をもつ岐阜県下第5位の大地主である(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第7巻、中央公論社、1955年、755ページ)。
- 20) 各年『鶉村会議録』(岐阜市鶉公民館蔵)
- 21) 独占段階にまで達した資本主義の農村への影響については、前掲、拙稿、49～50ページ参照。
- 22) 『岐阜県史』近代中、1970年、1146～51ページ参照。
- 23) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上、東京大学出版会、1970年、参照。
- 24) 岐阜県庁小作官室編(三島英二郎執筆)『岐阜県に於ける農民運動史』、1932年、28ページ。
- 25) 岐阜県警察部編『小作問題の研究』第2編第1章第3節、1921年、(引用部分は揖斐郡篤志家坪井秀の調査による)。  
坪井秀は「揖斐郡本郷村の700俵取りの地主(約20町所有)であり、1921年1月の小作制度調査委員会で岐阜県の小作争議状況を小作権一とともに報告している人物である。……揖斐郡農事協会の中心人物として『官庁の諮問に応え』るとともに小作問題の解決のために『地主の自覚』と『農事改良発達』をはかる開明的な地主であった。……」(森武磨解題『小作問題紛擾編』、岐阜県警察部)
- 26) 林有一「独占資本主義確立期」、暉峻衆三編『日本農業史』第3章5、有斐閣、1981年、153～4ページ参照。
- 27) 前掲、山田盛太郎『日本資本主義分析』、191ページ。
- 28) 前掲、中澤弁次郎『岐阜県に於ける小作問題の研究』、78～81ページ参照。
- 29) 岐阜県穀物検査所編『岐阜県米穀検査創業十五周年記念誌』、1926年、3～5ページ。同『穀物検査事業概況』、1928年、1～4ページ。
- 30) 「産米調製準則第5條」、岐阜県米穀検査所編『大正元年度岐阜県米穀検査報告』、1913年。
- 31) 前掲、一柳茂次論文、660～1ページ。
- 32) 岐阜県令第27号、第28号、第33号、第34号。
- 33) 岐阜県令第38号。
- 34) 前掲、『岐阜県米穀検査創業十五周年記念誌』、5ページ。
- 35) 『小平復命書』第1章総論第3節「小作人ノ要求、地主ノ主張、紛争ノ発端及紛争ノ間接原因」。
- 36) 前掲、森武磨編著、19ページ。
- 37) 前掲、一柳茂次論文、669～70ページ。
- 38) 農林省農務局『小作年報(昭和3年)』、380ページ。
- 39) 前掲、『小作問題紛擾編』第3篇第3章「争議ノ概要」。
- 40) 同上。
- 41) 天野藤男『地主と小作人』二松堂書店、1920年、181～2ページ。
- 42) 前掲、『大正十年鶉村会議録』。
- 43) 前掲、拙稿、52ページ。
- 44) 農林省農務局『地方別小作争議概要』(昭和7・9年)、同『小作年報』(第三次・昭和3年)等参照。
- 45) 前掲、一柳茂次論文、703～4ページ参照。
- 46) 鶉村支部長堀実衛は尋常小学校卒業の小作人であり、農閑期は屋根葺を渡世としていた(前掲、『小作争議ノ影響調査』172ページ)。

- 47) 鶉村地主組合長赤堀徳次郎は、元香川県土木課長にして、また元当村村長、元信用組合長であった(同上、173 ページ)。
- 48) 岩田新四郎は、1920 年段階で 600 俵の小作米取得地主(『小平復命書』「五百俵以上千俵未満取得ノ地主調」)であり、当地反当平均小作料 1 石 2 斗として計算すれば、約 20 町歩所有の鶉村最大の地主である。また 1921 年「鶉村議決書綴」(「稲葉郡鶉村大正十年度前期分県税戸数割等級表」)によれば、360 戸が、特等、1 等～24 等、免除の 26 等級にわかれているが、岩田新四郎 1 人が特等となっている。なお、鶉連自治会長大野源一氏よりの聞き取りにれば、岩田新四郎は小作人の立場をよく理解した開明的地主であったとのことである。
- 49) 大門正克「農民組合の結成と展開」、前掲、森武磨編著、74 ページ参照。
- 50) 「込米廃止」と「小作料 2 割引」との理由書は、前掲、一柳茂次論文(704～8 ページ)にその全文が紹介されている。
- 51) 横田英夫と小作収支計算書との関係については、大門正克「横田英夫と小作収支計算書」、前掲、『岐阜近代史研究』創刊号にくわしい。
- 52) 林一前掲論文、152 ページ参照。
- 53) 前掲、大門正克「農民組合の結成と展開」、74 ページ。
- 54) 坂井由衛「岐阜県労働運動思い出話」、1970 年、21 ページ。
- 55) 以下この争議の経過については、主として前掲、『小作争議の影響調査』によっている。
- 56) 後期小作争議に於ても、前期の場合と同様に、地主岩田新四郎のみは、1926(大正 15)年 9 月 4 日、調停者に隣村佐波村青木為三郎を立て、「小作堀実術氏外鶉村内ニ於ケル小作人全部」との間に「小作争議解決覚書」をとりかわしている(前掲、『岐阜市史』、史料編、近代 2、543～5 ページ)。
- 57) 前掲、大門正克「農民組合の結成と展開」、84 ページ参照。なお「競落」とは、「競売によってその対象たる動産または不動産の所有権を取得すること(『広辞苑』)。「共同競落」とは、地主側の「立毛差押執行に対抗すべく編み出された戦術であり、競落に対して農民組合が大挙して押しかけ地主を近づけず、組合員だけで安値で競落するのである」(前掲、大門正克「農業組合の結成と展開」、85 ページ)。「任意競落」とは、農民組合の共同行動を阻止するために、執達吏が地主・小作の家を一軒ずつまわり、立毛買取価格を聞く方法である(坂井由衛前掲書 30 ページ参照)。
- 58) 坂井由衛前掲書、31 ページ。
- 59) 調停委員会の構成は以下のごとくである。
- |      |             |      |
|------|-------------|------|
| 調停主任 | 岐阜地方裁判所     | 清水貞元 |
|      | 小作調停主任・判事   |      |
| 調停委員 | 鶉村村長        | 堀江 某 |
| 同    | 中立者         | 青谷 某 |
| 立会人  | 岐阜県小作官補     | 加知 某 |
| 同    | 鶉村駐在巡查      | 榎並 某 |
|      | 岐阜地方裁判所書記二名 |      |
- 60) 以下この節は、主として前掲、『小作争議ノ影響調査』によっている。
- 61) 「大正十年小作慣行調査」(「鶉村」の部、岐阜県歴史資料館所蔵)。
- 62) 前掲、拙稿、57～8 ページ。
- 63) 前掲、『地方別小作争議概要(昭和 9 年)』、297 ページ。
- 64) 坂井好郎前掲書、334 ページ。
- 65) 注 63) に同じ、298 ページ。
- 66) 前掲、『地方別小作争議概要(昭和 5 年)』、245 ページ。
- 67) 注 64) に同じ、336 ページ。

